

経済産業省第三次補正予算事業施策のご案内

〔農商工連携等による被災地等復興支援事業〕

I. 本補助金制度の目的

東日本大震災等による影響を受けている被災地等の持続的な復興・振興に資する新事業活動の促進を図るため、**中小企業の連携体等が行う新商品・新サービス、新技術サービスの開発や販路開拓**の取り組みを支援することを目的とする。

応募事業 ⇨ ①農商工等連携事業 ②異分野連携事業 ③地域資源活用事業
④ものづくり基盤技術活用事業

II. 補助率

○補助対象経費の10/10以内。

○補助限度額は、1事業あたり 3,000万円(下限100万円)。

III. 公募締切 平成24年1月20日(金)必着

IV. 補助対象経費

経費区分	経費内容	
人件費	①直接人件費	
事業費	②専門家謝金	⑨通信運搬費
	③旅費	⑩原材料費
	④借損料	⑪機械装置等費
	⑤産業財産権等取得等費	⑫展示会等出展費
	⑥雑役務費	⑬マーケティング調査費
	⑦会場借料費	⑭商品紹介資料作成費(広報費)
	⑧資料購入費	⑮外注・委託費
その他の経費	⑯その他の経費	

V. 補助事業期間

○交付決定日から平成24年3月末日まで。

但し、正当な理由により補助事業期間内に補助事業を完了できない場合、本予算の繰越手続により平成24年12月を限度として認められた範囲で補助事業期間の延長を行うことができる。

VI. 補助対象者

○各事業により対象者の要件が異なります。

■農商工等連携事業

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する中小企業者が行う事業であって、①～③まで全てを満たすこと。

①被災地域の復興に資するものであること。

②中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を活用して行う、新商品・新サービス・新技術サービス開発や販路開拓であること。

③中小企業者又は農林漁業者のうち1以上が被災地域にあること。

裏面に続く

■異分野連携事業

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する中小企業者が行う事業であって、①～③まで全てを満たすこと。

- ①被災地域の復興に資するものであること。
- ②その事業の分野を異にする中小企業者が連携し、それぞれの経営資源を活用して行う、新商品・新サービス、新技術サービスの開発や販路開拓であること。
- ③連携している中小企業者のうち1以上が被災地域にあること。

■地域資源活用事業

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に規定する中小企業者が行う事業であって、①～③まで全てを満たすこと。

- ①被災地域の復興に資するものであること。
- ②被災地域にある地域産業資源を活用して行う、新商品・新サービス、新技術サービスの開発や販路開拓であること。

なお、地域産業資源とは、「地域資源活用促進法」に基づき、各都道府県の基本構想にて定めたものをいう。また、本基本構想にて、地域資源と併せて、当該地域産業資源に係る地域が示されており、本事業では、地域産業資源に係る地域に被災地域が含まれている地域産業資源を活用した取り組みであること。

- ③連携している中小企業者のうち1以上が被災地域にあること。

■ものづくり基盤技術活用事業

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する中小企業者が行う事業であって、①～③まで全てを満たすこと。

- ①被災地域の復興に資するものであること。
- ②複数の中小企業者が連携し、特定ものづくり基盤技術を活用して行う、新商品・新サービス、新技術サービスの開発や販路開拓であること。
- ③連携している中小企業者のうち1以上が被災地域にあること。

Ⅶ. 申請手続き・問合せ先

○受付期間 平成24年1月20日（金）必着 郵送のみ受付

○問合せ先 全国中小企業中央会（事業推進部・振興部）
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
TEL：03-3523-4908 ※この番号のみ受付
（問合せ対応時間／月～金曜 9：30～12：00、13：00～16：30）

○申請書等、制度内容の詳細および公募要領は、全国中央会のホームページにてご確認ください。

<http://www.chuokai.or.jp/josei/sinsai-fukkou-n.html>